

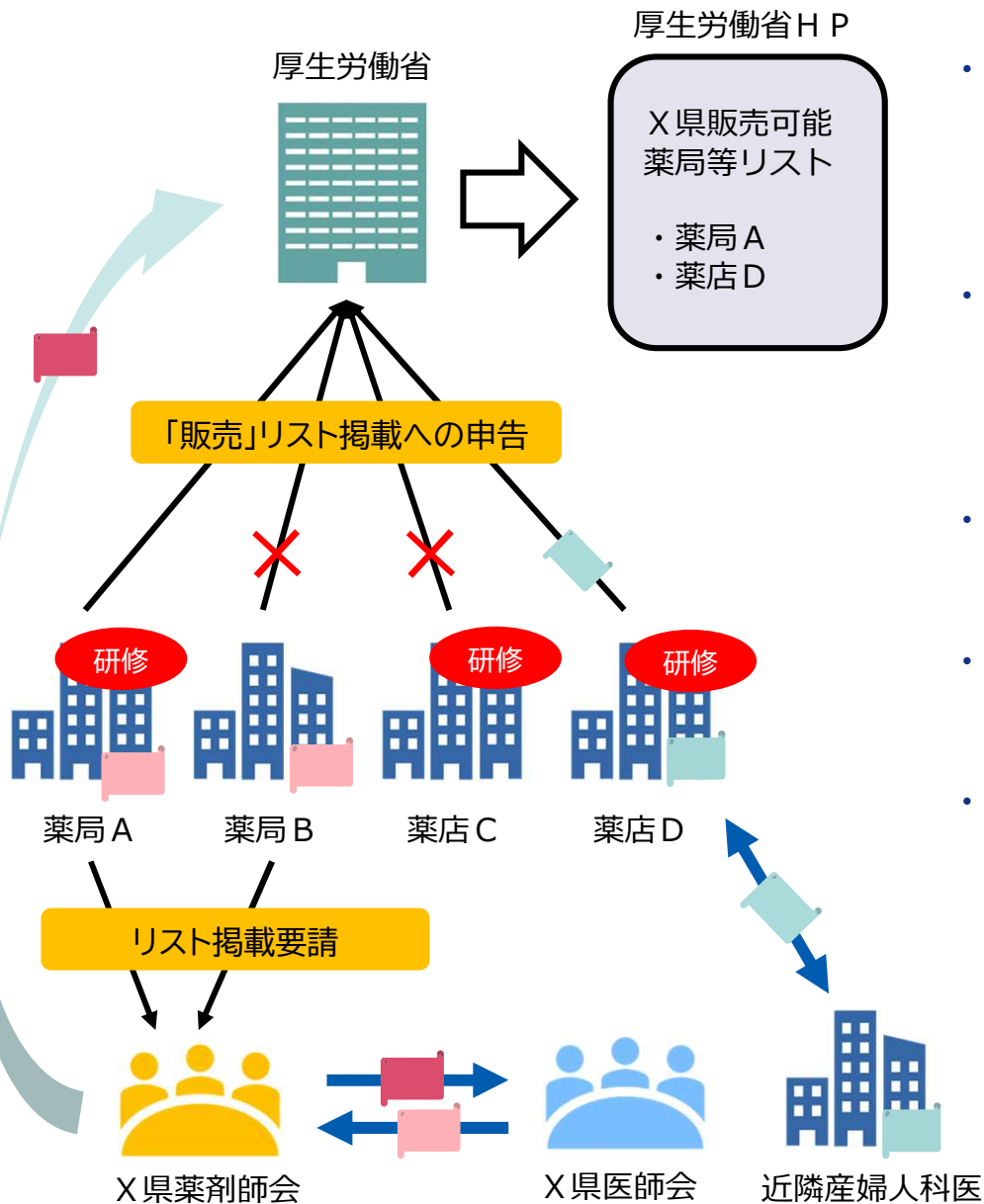
要指導医薬品たる緊急避妊薬を販売しようとする薬剤師の先生方へのご案内

- 本スライドは、要指導医薬品たる緊急避妊薬を「販売」しようとする薬剤師の先生方へのご案内です。
- その他、厚生労働省HPに掲載している関係通知も併せてご確認をお願いします。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ (研修修了薬剤師から厚生労働省への申告・公表)



- 「要指導医薬品たる緊急避妊薬」を「販売」しようとする薬局・薬店は、留意事項通知(※1)に基づき、以下3点を満たす必要があります。
 - 適切な研修を修了した薬剤師が勤務していること
 - プライバシーへの十分な配慮等適切な体制を整備していること
 - 近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること
- うち、①の研修とは、(公財)日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング(※2)」です。なお、厚生労働省へのForms申告で求められる研修修了番号の発行には修了後2週間程度要することが見込まれますので、時間的な余裕をもった受講をお願いします。
- ③については、連携通知等(※3、4)に基づき、都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加する(リスト交換)、あるいは、個別に医療機関と文書交換、のいずれかを行う必要があります。
- 上記、①②③を満たした上で、Forms(※5)から厚生労働省へ申告をお願いします。なお、個別の薬剤師からの申告の前に、薬局等管理者はForms(※6)から薬局等番号を取得する必要があります。
- なお、左図中、薬局A及び薬局Dについては適切な申告ですが、薬局Bについては研修未修了のため、また、薬局Cについては連携体制未構築のため、不適切な申告です。このような申告をいただいても、「販売」リストには掲載されませんので、ご注意ください。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001683896.pdf>

※2 https://www.ipec.or.jp/kenshu/jyukou/othertraining_ipec_host.html

※3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001587267.pdf>

※4 <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001615785.pdf>

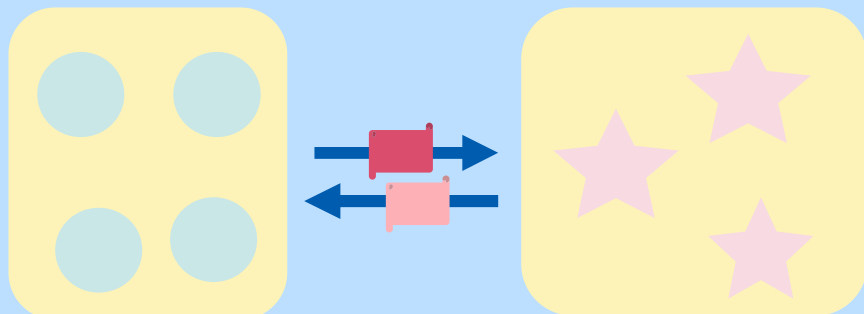
※5 <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=xc1xHfMkUmYJdwQvXs2-xiB9BTvFh9TmDPw6g3VUQ1BOS1PwYyQjRjWNaMzhGTTNQWJJaMyQjQCN0Pw>

※6 <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=xc1xHfMkUmYJdwQvXs2-xiB9BTvFh9TmDPw6g3VUQ1BOS1PwYyQjRjWNaMzhGTTNQWJJaMyQjQCN0Pw>

「③近隣の産婦人科医等との連携体制を構築していること」について

- 連携体制の構築については、通知(※3)のとおり、以下のA(リスト交換)又はB(個別文書交換)で行うことができます。(Aをご希望の薬局等は、所在の都道府県薬剤師会に御相談ください)
- いずれの構築でも構いませんが、薬剤師・薬局等で管理しているため、同一薬剤師が複数薬局等で販売しようとする場合は、薬局等毎の申告をお願いします。
- なお、Bの場合は、上記申告に加え、通知(※4)に従い、厚生労働省へ「連携文書」をメール送付願います。
- 厚生労働省は、提出された「連携リスト」及び「連携文書」に掲載されているかを確認した上で、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」として、厚生労働省HPへ必要情報とともに公表します。
- 公表開始時期は、要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売開始2～3週間前を目安に予定しています。

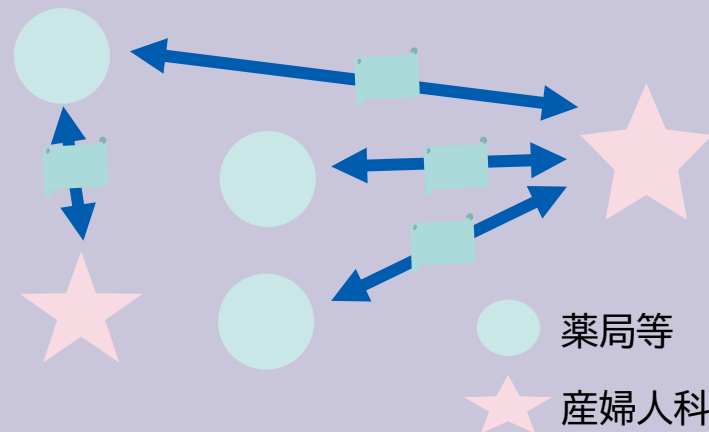
A. 都道府県薬剤師会・都道府県医師会との間で構築される連携体制に参加(リスト交換)



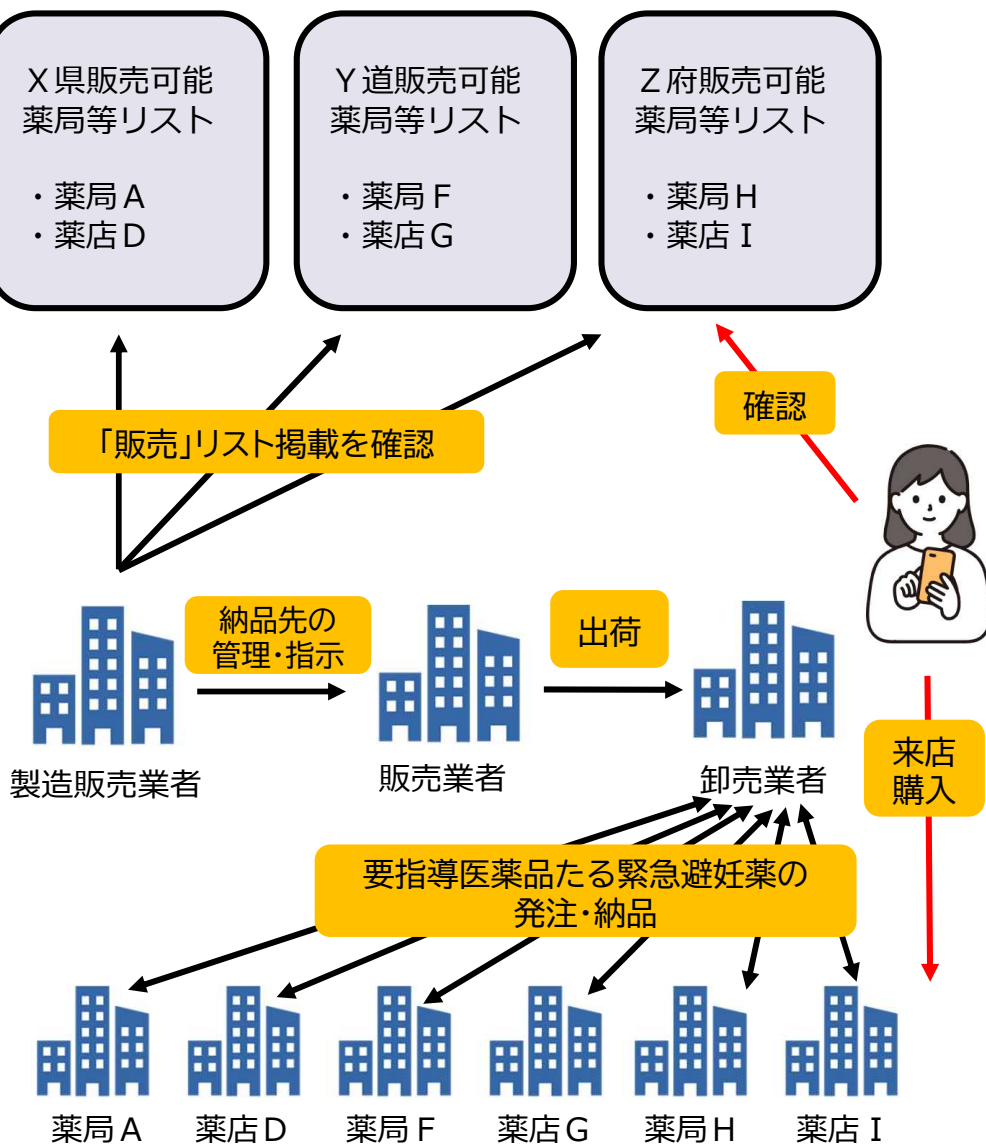
都道府県薬剤師会さま

都道府県医師会さま

B. 各薬局と各産婦人科医との間で個別に文書交換



要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売の流れ (リスト確認・納品・販売・購入)



- 製造販売業者は、薬局等から発注を受けた場合、厚生労働省から公表される「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」(※7)を確認し、要指導医薬品たる緊急避妊薬を当該リストに掲載されている薬局等へ卸します。
- 同様に、需要者の方も「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」を確認し、自身が希望する薬局等に来局・来店し、購入することになりますので、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等におかれては、自身のリスト記載情報について誤りが無いか確認するとともに、変更の際はFormsを通じて速やかな更新をお願いします。
- また、「緊急避妊薬販売可能薬局等リスト」に掲載されている薬局等に対しては、要指導医薬品たる緊急避妊薬を適正に備蓄することを求めています(※1)が、特に販売開始当初やリスト掲載直後には、適正な備蓄が困難な薬局等が一部で見られる可能性があるため、販売開始当初等一定の期間においては、需要者から販売薬局等への事前の電話連絡を推奨する旨、厚生労働省より周知することをご承知置きください。

※7 https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyuuhininyaku_00005.html

(薬局等管理者用) 緊急避妊薬販売可能薬局等一覧への掲載のための薬局等番号取得申請フォームにおける留意点

- 薬局等管理者のみが申告可能です。Forms申告の際は、特に以下の点にご留意下さい。

No.	申告内容	留意点
2	薬局等番号	有している場合にはこれ以上の回答不要です。有していない場合、3以降へ回答ください。
4	薬局等名称	支店名のみ記載されている場合が散見されますが(霞ヶ関店のみ、など)、原則として、記載いただいたまま掲載されますので、ご注意ください。薬局の場合は、原則として、「医療情報ネット(ナビイ)」に掲載されている名称を記載してください。
5	薬局等の住所(都道府県含め全て記載)	都道府県含め、全て、記載してください。原則として、記載いただいたまま掲載されますので、ご注意ください。
7	薬局等のホームページアドレス	メールアドレス、電話番号、住所、郵便番号、不正な文字(Enter your answer)が記載されている事例が多く見受けられます。原則として、記載いただいたまま掲載されますので、ご注意ください。なお、掲載時にリンクの有効性は確認困難ですので、検索可能なホームページアドレスであるかを確認してから入力してください。
11 (10)	プライバシー確保策	その他を選択し、「空欄」、「なし」、「検討中」、「要相談」等、具体的な方策が示されていない場合は掲載されませんので、ご注意ください。 ※法令上適切ではない場所又は方法の内訳は、改正薬機法施行後に変更されうることにご注意ください。
15 (14)	薬局等番号の一括通知の可否	原則として、一定期間に申請のあった薬局等に対し、申請いただいた連絡先メールアドレス宛てに、BCCにて一括で薬局等番号等(厚労省ホームページで公表される、薬局等番号、薬局等名称、住所、電話番号)を通知します。特段の理由があり、一括通知を希望しない場合は、「否」を選択してください。

(薬剤師用) 緊急避妊薬販売可能薬局等一覧への登録・削除申請フォーム における留意点

- Forms申告は何度でも可能ですが、最新の申告情報に基づき掲載手続きを行います。
- Forms申告の際は、特に以下の点にご留意下さい。不適切な記載をされている薬剤師は掲載されません、十分にご留意ください。

No.	申告内容	留意点
1	薬局等番号の有無	有していない場合、入力が続けることができません。有していない場合は、薬局等管理者から「(薬局等管理者用)緊急避妊薬販売可能薬局等一覧への掲載のための薬局等番号取得申請フォーム」まで申告し、発行後、改めて申告をお願いします。
2	管理者等の許可の有無	「得ていない」と回答されている方が散見されます。「得ていない」場合は掲載されませんので、ご注意ください。
4	薬局等名称	薬局等番号に紐付く薬局等名称を正確に記載ください。
6	研修修了薬剤師 氏名	研修修了証に記載されている名前を記載してください。番号で記載されている方がいますが、この場合は掲載されませんので、ご注意ください。
8	薬剤師名簿登録番号	有効ではない数字を記載されている方が散見されます。数字6桁以外の場合は掲載されませんので、ご注意ください。なお、薬剤師登録番号に「外」又は「沖」の文字を含む方はこの限りではありません。